

安心できる介護保険制度に関する意見書

急速な高齢化の進行によって、老々介護など介護問題は一層深刻になっている。

さらに、社会保障審議会介護保険部会が、昨年11月末にまとめた「社会保障・税一体改革における介護分野の制度見直しに関するこれまでの議論の整理」においては、「審議会の論点及び表明された意見を整理したものであり、各論点について、必ずしも統一した見解が得られたわけではない」としながらも、①要支援者の利用者負担割合の引き上げと予防効果のないものの給付対象からの除外、②ケアマネジメントの利用者負担の導入の是非と機能強化に向けた制度的な対応、③一定以上の所得がある者の利用者負担割合の引き上げ、④ユニット型個室と多床室の室料負担のあり方、⑤補足給付における資産等の勘案、⑥軽度要介護者（要介護1、2）の施設サービスに関する追加負担などをあげ、可能な制度改正項目から順次具体化していくことを求めるとしている。

しかしながら、国民が安心して暮らしていくためには、老後を保障する介護保険制度が必要である。

よって、政府においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 老人介護施設の待機者の解消など、介護基盤の充実を図ること。
- 2 介護従事者の低い処遇の改善を図ること。
- 3 重い利用者負担と在宅介護の家族負担の軽減策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年（2012年）3月28日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員